

# 患者さんへ

年 月 日

当院では 年 月 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料※で発行することといたしました。

明細書には、検査や処置、使用した薬剤の名称など、診療に関する情報が記載されています。診療情報は、患者さんにとって大切な『個人情報』です。その点を十分にご理解いただき、取り扱いにはご注意くださいようお願いいたします。

また、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。

## 【明細書の取り扱い 注意事項】

- ① 明細書は厳重に保管して他人に見せない(渡さない)
- ② 当院のごみ箱、外出先のごみ箱などに捨てない
- ③ 捨てる際には、シュレッダーで裁断する、名前を塗りつぶすなど、個人が特定できないようにする

※以上のこと守られないと、あなたのプライバシーが漏洩する危険があります。

※明細書の項目にある「明細書発行体制等加算」(1点)は、医療機関の明細書発行体制を評価するもので、明細書の費用ではありません。詳しくは厚生労働省または関東信越厚生局までお問い合わせください。

当院にて行った診療行為について不明な点はお答えいたしますが、診療報酬(点数)に関する内容などについては、厚生労働省または関東信越厚生局指導監査課までお問い合わせください。

## 【診療報酬(点数)のお問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課 電話：03(5253)1111 (内線3288)  
関東信越厚生局指導監査課 電話：048(612)7508

院長